

楽寿荘通所介護サービス重要事項説明書

＜ 楽寿荘デイサービスセンター ＞

令和7年7月1日現在

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人楽寿会
主たる事務所の所在地	〒979-0201 いわき市四倉町西三丁目14番地の6
代表者（職名・氏名）	理事長 木村守和
設 立 年 月 日	昭和55年8月13日
電 話 番 号	0246-32-6381

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	楽寿荘通所介護事業所
サービスの種類	第1号通所事業 通所介護（デイサービス）
事業所の所在地	〒979-0202 いわき市四倉町上仁井田字横川74-1
電 話 番 号	0246-32-6383
事業所番号	0770400380
利 用 定 員	定員26人
通常の事業の実施地域	いわき市平（草野地域）・四倉・久之浜（田之網地域）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人楽寿会が開設する楽寿荘通所介護事業所（以下「事業所」という）は、通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とします。
運営の方針	1. 事業所は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練等を実施します。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 3. 利用者が、要介護状態等であっても居宅で生活ができるよう通所介護により利用者の機能の維持改善及び日常生活上の援助を行うことにより、利用者並びに家族の介護負担軽減を図ることを目的とします。

4. 提供するサービスの内容

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 1. 送迎 | 専用車輛により、送迎を行います。 |
| 2. 健康管理 | 看護職員が健康管理にあたります。 |
| 3. 入浴 | 入浴又は清拭を行います。歩行困難な方もリフト浴で入浴できます。 |
| 4. 食事 | 管理栄養士が立てる献立表により、栄養・身体状況を考慮した給食を提供します。 |
| 5. 機能訓練 | 心身の状況に応じて日常生活に必要なリハビリを行います。 |
| 6. 口腔ケア | 口腔機能向上と感染症防止のため職員が行います。 |
| 7. その他 | |

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前7時30分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時10分まで

6. 事業所の職員体制

職 種	基準要員	当施設配置	主な職務内容
管理者	1名	1名【兼務】	事業所全般を統括・管理
生活相談員	1名	2名【兼務】	利用者の相談業務に従事
看護職員	1名	3名【兼務】	利用者の健康管理及び機能訓練業務に従事
介護職員	3名	14名【兼務】	利用者の生活介護に従事
訓練指導員	1名	3名【兼務】	利用者の機能訓練業務に従事
調理員	必要な数	1名【兼務】	利用者の給食業務に従事
事務員	1名	1名【兼務】	事務業務に従事

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 水野憲一 門馬富士子
管理責任者の氏名	管 理 者 佐藤英介

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の割合の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 料金表【1日あたり自己負担額】

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①通常規模型通所介護費 ※3 7時間以上8時間未満	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円
送迎を行わない場合	片道 -47 円				
②入浴介助加算 (I)	1 回あたり 40 円				
③サービス提供体制強化 加算 (I)	1 日あたり 22 円				
④中重度者ケア体制加算	1 日あたり 45 円				
⑤ 介護職員等処遇改善 加算 (I) ※2	1 ヶ月の利用料金 (①②③④) の 9. 2 %				
1 割負担の場合	835 円	965 円	1,100 円	1,234 円	1,370 円
2 割負担の場合	1,671 円	1,931 円	2,199 円	2,468 円	2,741 円
3 割負担の場合	2,506 円	2,896 円	3,299 円	3,702 円	4,111 円
食費	1 食あたり 650 円				

※1 介護保険の保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合には、一旦利用料の全額（10割）をお支払いいただき、その後市町村に対し保険給付分を請求していただくことになります。

※2 上記表の『1・2・3割負担（①+②+③+④+⑤）』の金額は介護職員等処遇改善加算の計算上、1日当たりの金額は目安となります。

※3 ①の金額は通常規模型通所介護費7時間以上8時間未満であり、体調不良等でサービス提供時間が短縮された際は、実際にサービス提供をした時間帯で算定します。

※4 上記の算定単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら算定単位も自動的に改訂されます。

(2) その他の費用

そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であり、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
-------	---

(3) 支払い方法

上記 (1) か (2) までの利用料 (利用者負担分の金額) は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の30日 (祝休日の場合は直前の平日) までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 東邦銀行 四倉支店 普通口座 110480 名義 楽寿荘通所介護事業所 管理者 佐藤英介
現金払い	毎月10日以降前月分の請求書を作成し、利用時にお渡しいたしますので 次回利用時に持参するか若しくは、事務所窓口にてお支払ください。 (平日午前8時30分～午後5時30分まで)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所及び市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0246-32-6383 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	いわき市高齢福祉課	電話番号 0246-22-7467
	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号 024-528-0040
	福島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話番号 024-523-2943

※第三者委員

氏名	連絡先	電話番号
佐藤和子	いわき市四倉町上柳生字宮下6	0246-33-2967
村井 弘	いわき市四倉町字西二丁目5-10	0246-32-6605

※福祉サービス第三者評価 (外部評価) 未実施

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 非常災害対策

当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、非常災害に関する具体的計画として楽寿荘消防計画書に基づき対応します。

1 4. 感染症対策

当事業所は、感染症の発生及び蔓延等に備え、定期的な委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修、訓練（シミュレーション）を行います。

1 5. 業務継続計画（BCP）に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定すると共に、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的を実施します。

1 6. 高齢者虐待防止法の推進

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 定期的に虐待防止対策を検討する委員会を開催し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (6) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者	佐藤英介
-------------	------

1 7. 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、以下の内容に留意します。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

説明日 令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 いわき市四倉町上仁井田字横川 74-1

事業者（法人）名 社会福祉法人楽寿会

楽寿荘通所介護事業所

管理者・氏名 佐藤英介

説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

同意日 令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名